

令和7年4月～令和8年3月 豊橋市保育料徴収額表

| 階層区分 | 世帯区分 | 利用者負担額 (月額・円)給食費込 | | 利用者負担額(月額・円) | | | | |
|------|--------------------------|-------------------------|---------|---------------------|------------------|------------------|------------------|---|
| | | 3歳未満児 (0～2歳児クラス) | | 3歳以上児 (3～5歳児クラス) | | 満3歳以上児 | | |
| | | 保育認定 2、3号認定 | | 保育認定 2号認定 | | 教育認定 1号認定 | | |
| | | 標準時間 | 短時間 | 保育料 | 副食費 | 保育料 | 副食費 | |
| 1 | 生活保護世帯 | - | 0 | 0 | | | | |
| 2 | 市町村民税 所得割非課税世帯 | - | 0 | 0 | | | | |
| 3 | 市町村民税 所得割課税世帯 | 48,600円未満 | ひとり親世帯等 | 0 | 0 | 0 | | |
| | | | その他の世帯 | 0 | 0 | | | |
| 4-1 | | 48,600円以上 57,700円未満 | ひとり親世帯等 | 0 | 0 | | | |
| | | | その他の世帯 | 0 | 0 | | | |
| 4-2 | | 57,700円以上 73,000円未満 | ひとり親世帯等 | 4,950 | 4,500 | 【ひとり親世帯等】 | … 0 | |
| | | | その他の世帯 | 15,700 | 14,800 | 【その他の世帯】 | | 0 |
| 5-1 | | 73,000円以上 77,101円未満 | ひとり親世帯等 | 4,950 | 4,500 | ・第1子 … 実費 | | |
| | | | その他の世帯 | 22,200 | 20,900 | ・22歳未満第2子 … 助成あり | | |
| 5-2 | | 77,101円以上 116,000円未満 | - | 22,200 | 20,900 | ・22歳未満第3子以降 … 0 | | |
| | | | | | | ・同時在園第3子以降 … 0 | 0 | |
| 6 | 116,000円以上 163,000円未満 | - | 30,300 | 28,600 | ・第1子 … 実費 | | ・第1子 … 実費 | |
| | | | | | ・22歳未満第2子 … 助成あり | | ・22歳未満第2子 … 助成あり | |
| 7 | 163,000円以上 209,000円未満 | - | 39,000 | 36,900 | ・22歳未満第3子以降 … 0 | | ・22歳未満第3子以降 … 0 | |
| | | | | | ・同時在園第3子以降 … 0 | | ・同時在園第3子以降 … 0 | |
| 8 | 209,000円以上 340,000円未満 | - | 48,000 | 45,600 | | | | |
| 9 | 340,000円以上 397,000円未満 | - | 53,000 | 50,400 | | | | |
| 10 | 397,000円以上 | - | 58,000 | 55,200 | | | | |

- 階層区分認定は、父母のみの税額によりますが、父母が市町村民税を課税されていないときは、同一世帯の祖父母の税額による場合があります。(教育認定は、父母の課税の有無に関わらず、児童を扶養している者の税額を合算します。)
- この表の年齢区分は、クラス年齢によるものとします。(年度途中は年齢区分の変更を行いません。)
 * 3歳未満児: 令和4年4月2日以降に生まれた児童
 * 3歳以上児: 平成31年4月2日～令和4年4月1日に生まれた児童
- 市町村民税所得割課税額57,700円未満(4階層の一部まで)の世帯は、無料となります。
- 22歳未満の児童が2人以上いる世帯の2人目以降は無料になります。**
- 次の世帯(ひとり親世帯等)について、市町村民税所得割課税額77,101円未満(5階層の一部まで)の世帯の1人目の徴収額は、各階層の「ひとり親世帯等」の額、2人目以降は無料となります。
 ○児童扶養手当、愛知県遺児手当、豊橋市母子父子福祉手当の支給対象世帯
 ○母子父子家庭等医療費助成の対象世帯
 ○身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯
- 上記3～5に該当する世帯については、各々の児童に最も有利となる取扱いによる徴収額とします。
- この表の市町村民税所得割課税額は、令和7年4月から8月分までは令和6年度分、9月分以降は令和7年度分を適用します。
(調整控除以外の税額控除(寄付金控除、住宅借入金等特別控除など)を行う前の税額を使います。)
- 副食費 国の免除と市の助成について
 副食費は実費を施設が徴収しますが、以下に該当する場合は助成の対象となります。実費は施設により異なります。
 (国の免除)
 (1) 保育認定における市町村民税所得割課税額57,700円未満(4階層の一部まで)の世帯、教育認定における市町村民税所得割課税額77,101円未満(5階層の一部まで)の世帯は、副食費が無料となります。
 (2) 「ひとり親世帯等」について、保育認定における市町村民税所得割課税額77,101円未満(5階層の一部まで)の世帯は、副食費が無料となります。
 (3) 同時在園児3人目以降は副食費が無料となります。(教育認定は、小学校1～3年生までの兄弟がいる場合、その児童もカウントします。)
 (市の助成)
 上記国の免除に該当しない、22歳未満の児童が2人以上いる世帯の2人目の副食費は4,900円を上限に助成があり、3人目以降は**無料**となります。(申請が必要となります。)